

議案第21号

豊岡市奨学金規則及び豊岡市交通遺児奨学金規則の一部を改正する規則制定
について

豊岡市奨学金規則及び豊岡市交通遺児奨学金規則の一部を改正する規則を次のよ
うに定める。

令和8年9月25日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

(理由)

奨学金の早期貸与を実施するに伴い、奨学生願書の添付書類、様式等について所
要の整理を行うため。

豊岡市教育委員会規則第 号

豊岡市奨学金規則及び豊岡市交通遺児奨学金規則の一部を改正する規則

(豊岡市奨学金規則の一部改正)

第1条 豊岡市奨学金規則（平成17年豊岡市教育委員会規則第12号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線を付し又は太線で囲んだ部分のように改正する。

改正前	改正後
(願書の提出) 第5条 奨学生になることを希望する者は、奨学生願書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して豊岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。 (1) [略] <u>(2) 在学証明書</u> <u>(3) [略]</u>	(願書の提出) 第5条 奨学生になることを希望する者は、奨学生願書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して豊岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。 (1) [略] <u>(2) [略]</u>

様式第1号(第5条関係)

受付第	号	奨 学 生 願 書			
ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日	
氏名					
住所	(〒 —) (自宅・アパート・寮)				
電話番号	(自宅) — — (携帯) — —				
学校名	(部・科)				
所在地					
入学年月	年 月	現在学年	学年		
卒業予定年月	年 月	休学月数	月		
保護者	氏名	本人との続柄	職業		
	住所	(〒 —) 豊岡市	生年月日	年 月 日	
	電話番号	(自宅) — — (携帯) — —			
出願者の家族	続柄	氏名	生年月日	職業・勤務先	
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
希望事項	貸与金額	月額	円也		
	貸与期間	年 月から 年 月まで			
奨学金を希望する理由					
豊岡市奨学金規則により奨学金の貸与を受けたいので、保護者と連署し、関係書類を添えて願ひ出します。 なお、選考審査及び貸与・返還手続きに際して必要な私及び保護者に係る住民基本台帳、所得情報、納税情報及び生活保護受給情報を豊岡市教育委員会が閲覧又は照会することに同意します。 年 月 日 豊岡市教育委員会 様 本人 保護者					
〈同意事項〉出願者の選考審査及び貸与・返還手続きに際して、必要な住民基本台帳、所得情報、納税情報及び生活保護受給情報を豊岡市教育委員会が閲覧又は照会することに同意します。 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ ※署名が必要です。未成年者については、保護者等（法定代理人）が自筆してください。					

様式第1号(第5条関係)

受付第	号	奨 学 生 願 書			
ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日	
氏名					
住所	(〒 —) (自宅・アパート・寮)				
電話番号	(自宅) — — (携帯) — —				
学校名	(部・科)				
所在地					
入学年月	年 月	現在学年	学年		
卒業予定年月	年 月	休学月数	月		
希望事項	貸与金額	月額	円也		
	貸与期間	年 月から 年 月まで			
奨学金を希望する理由					
保護者	氏名	本人との続柄	職業		
	住所	(〒 —) 豊岡市	生年月日	年 月 日	
	電話番号	(自宅) — — (携帯) — —			
本人の家族	続柄	氏名	生年月日	職業・勤務先	
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
希望事項	貸与金額	月額	円也		
	貸与期間	年 月から 年 月まで			
奨学金を希望する理由					
豊岡市奨学金規則により奨学金の貸与を受けたいので、保護者と連署し、関係書類を添えて願ひ出します。 なお、選考審査及び貸与・返還手続きに際して必要な私及び保護者に係る住民基本台帳、所得情報、納税情報及び生活保護受給情報を豊岡市教育委員会が閲覧又は照会することに同意します。 年 月 日 豊岡市教育委員会 様 本人 保護者					
〈同意事項〉選考審査及び貸与・返還手続きに際して、必要な住民基本台帳、所得情報、納税情報及び生活保護受給情報を豊岡市教育委員会が閲覧又は照会することに同意します。 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ ※署名が必要です。未成年者については、保護者等（法定代理人）が自筆してください。					

(豊岡市交通遺児奨学金規則の一部改正)

第2条 豊岡市交通遺児奨学金規則（平成17年豊岡市教育委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太線で囲んだ部分のように改正する。

改正前

様式第1号(第5条関係)

受付第	号	交通遺児奨学生願書			
ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日	
氏名					
住所	(〒 —)	(自宅・アパート・寮)			
電話番号	(自宅) — — (携帯) — —				
学校名	(部・科)				
所在地					
入学年月	年 月	現在学年	学年		
卒業予定年月	年 月	休学月数	月		
保護者	氏名	本人との続柄	職業		
	住所	(〒 —) 豊岡市	生年月日	年 月 日	
	電話番号	(自宅) — — (携帯) — —			
出願者の家族	続柄	氏名	生年月日	職業・勤務先	
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
希望事項	給付金額	月額 円也			
	給付期間	年 月から 年 月まで			
奨学金を希望する理由					
豊岡市交通遺児奨学金規則により奨学金の給付を受けたいので、保護者と連署し、関係書類を添えて願い出ます。 なお、選考審査に必要な私及び保護者に係る住民基本台帳を豊岡市教育委員会が閲覧又は照会することに同意します。 年 月 日 豊岡市教育委員会 様 本人 保護者					
《同意事項》出願者の選考審査に必要な住民基本台帳を豊岡市教育委員会が閲覧又は照会することに同意します。 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ ※署名が必要です。未成年者については、保護者等（法定代理人）が自筆してください。					

改正後

様式第1号(第5条関係)

受付第	号	交通遺児奨学生願書			
本人	ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日
	氏名				
	住所	(〒 —)	(自宅・アパート・寮)		
	電話番号	(自宅) — — (携帯) — —			
	学校名	(部・科)			
	所在地				
本人の家族	入学年月	年 月	現在学年	学年	
	卒業予定年月	年 月	休学月数	月	
希望事項	給付金額	月額 円也			
	給付期間	年 月から 年 月まで			
奨学金を希望する理由					
保護者	氏名	本人との続柄	職業		
	住所	(〒 —) 豊岡市	生年月日	年 月 日	
	電話番号	(自宅) — — (携帯) — —			
本人の家族	続柄	氏名	生年月日	職業・勤務先	
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
豊岡市交通遺児奨学金規則により奨学金の給付を受けたいので、保護者と連署し、関係書類を添えて願い出ます。 なお、選考審査に必要な私及び保護者に係る住民基本台帳を豊岡市教育委員会が閲覧又は照会することに同意します。 年 月 日 豊岡市教育委員会 様 本人 保護者					
《同意事項》選考審査に必要な住民基本台帳を豊岡市教育委員会が閲覧又は照会することに同意します。 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ 同一世帯員氏名 _____ ※署名が必要です。未成年者については、保護者等（法定代理人）が自筆してください。					

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

豊岡市奨学金規則及び豊岡市交通遺児奨学金規則の一部を改正する規則（概要）

1 制定の理由（必要性）

奨学金の早期貸与を実施するに伴い、奨学生願書の添付書類及び様式について所要の整理を行い、交通遺児奨学生願書の様式についても、奨学生願書の様式に合わせ、所要の整理を行うこと。

2 改正の内容

次の規則について、所要の整理を行うこと。（第1条、第2条関係）

- (1) 豊岡市奨学金規則（第5条関係、様式第1号関係）
- (2) 豊岡市交通遺児奨学金規則（様式第1号関係）

3 附則

この規則は、令和8年10月1日から施行すること。

報告第21号

日高・八代小学校統合準備委員会設置要綱の制定について

日高・八代小学校統合準備委員会設置要綱の制定について、豊岡市教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により臨時に代理したので、別紙のとおり報告し、承認を求める。

令和8年9月25日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

（理由）

日高小学校と八代小学校の統合を円滑に行うために必要な事項を協議し、調整するため、日高・八代小学校統合準備委員会を置く。

日高・八代小学校統合準備委員会設置要綱

令和8年9月4日豊岡市教育委員会告示9号

(設置)

第1条 豊岡市立日高小学校及び豊岡市立八代小学校(以下、「統合対象校」という。)の統合を円滑に行うために必要な事項について協議、調整するため、日高・八代小学校統合準備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、調整を行い、教育長に報告する。

- (1) 学校名、校歌、校章及び校旗等に関する事。
- (2) 通学方法に関する事。
- (3) P T Aの組織運営に関する事。
- (4) 交流事業及び記念行事に関する事。
- (5) 学校と連携した地域行事に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、統合に必要な事項

(委員)

第3条 委員会は次に掲げる委員で組織し、委員は教育長が委嘱する。

- (1) 日高地区及び八代地区の地域団体の代表者
 - (2) 統合対象校P T Aの代表者
 - (3) 統合対象校の職員
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者
- 2 教育長は、委員会にオブザーバーを置き、必要に応じて意見、助言等を求めることができる。
- 3 委員の任期は、第2条に規定する協議事項が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第6条 委員会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(失効)

- 3 この要綱は、委員会が第2条に規定する協議事項を終了した日限り、その効力を失う。

報告第22号

寄附物件の受納について

下記のとおり寄附物件の申出があり、これを受納したので報告する。

令和8年9月25日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

記

No.	施 設 名	物 件 名	数 量	金 額	受 納 日	寄 附 者	
1	豊岡市教育委員会				2026年8月6日	個人	
合 計							(個人：1 件)

報告第23号

令和8年9月市議会答弁概要について

令和8年9月市議会答弁概要について、別紙のとおり報告する。

令和8年9月25日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

令和8年9月市議会 教育委員会関係答弁概要

R8.9.7 ~ R8.9.10 9人/17人

No.	質 問 内 容	答 弁 概 要
2	義 本 み ど り 議 員 1 酷暑対策について (1) 学校給食センターの熱中症対策 ア 市の学校給食は、2022年度から調理業務等を民間事業者へ委託している。雇用主として職員の健康管理を行う責任は受託事業者にあるが、市は、衛生管理や安全対策を含め、学校給食全般について責任を負っている。1つのセンターでは、調理室には空調設備が設置されているものの、食器等の洗浄に大量のお湯を使用し、気温が高くなる時間帯に作業を行う洗浄室には設置されていない。7月末の気温が高い日には、職員が連日体調を崩したとも聞いている。2025年6月に施行された改正労働安全衛生規則では、事業者の熱中症対策が義務化された。市は現在、受託事業者にどのような対応を求め、その実施状況をどのように確認しているのか。	調理等業務の受託事業者に対しては、熱中症の危険が高まる時期には職員の熱中症対策を講じるよう求めている。 受託事業者においては、調理場に熱中症指数計を配置して注意を促し、熱中症のおそれがある人を発見した際の連絡網・緊急搬送先を職員に周知されている。 また、従来からネッククーラーの使用や、随時水分を補給できるよう、スポーツドリンク・塩分タブレットなどを用意するとともに、体調不良時にすぐに涼めるように、あらかじめ休憩場所の冷房を効かせた状態にされている。 さらに、7月に体調不良者が出て以降は、素早く身体を冷やし水分補給できるように、保冷剤と経口補水液も用意されている。 なお、新たに9月からの対策として、冷却効果の持続時間の長いアイスベストの購入を進められている。これらの対策の実施状況については、随時責任者から報告を受けたり、月例の会議でも確認したりしている。
4	北 原 大 策 議 員 1 豊岡市の教育について (1) ふるさと教育の目的と到達点 ア 豊岡市が考える、ふるさと教育の目的と到達点について問う。 【2質】 ふるさと教育の効果を測ることは、簡単ではないと思う。子どもの地域への思	ふるさと教育の目的は、「豊岡の『ひと・もの・こと』に学び、ふるさと豊岡を自分の言葉で語り誇れる力の育成を目指す」としている。 小学校3年生から中学校3年生まで、「コウノトリ」「ジオパーク」「産業・文化」の3つを教材として、探究的な学びを通して、豊岡市の「もの」や「こと」と人々をつないで学んでいく。中学校3年生では、ふるさと教育の総仕上げとして、豊岡の未来と自分自身の地域への関わりや将来について考え、発信することとしている。 「コウノトリ」「ジオパーク」「産業・文化」を通じて、郷土への誇りや主体性を身につけた子どもたちが、いづどこにいてもふるさとや自然を愛し、社会や地域に貢献する人であることを願い、指導している。 ふるさと教育のまとめとして小学校6年生と中学校3年生にアンケートを行って。住んでいる地域

	いや意識は、家庭や地域での経験など、さまざまな影響を受けるからだ。ただ、人口減少が厳しい豊岡市だからこそ、長年続けてきたふるさと教育が、子どもたちに何を残しているのかは、定量的、あるいは定性的な方法で検証していく必要があるのではないかな。 これまでも、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがあるか」などの指標で成果を見ているが、これだけでふるさと教育そのものの効果を捉えるのは難しい部分もあると思う。例えば、学習の前後で地域への見方がどう変わったのかを見る。あるいは中学3年生で、「豊岡について考え方が変わったこと」「豊岡の変えてほしいところ」「自分なら豊岡で何をしてみたいか」といった自由記述を行う方法も考えられる。 現在の指標に加え、こうした方法も含めて、ふるさと教育によって子どもたちにどのような変化が生まれたのかを、より具体的に検証していく考えをもてないか伺う	のことについて詳しくなった」と思う児童生徒の割合は小学校で 95.1%、中学校で 93.3%と高くなっている。「よりよくしたいことや将来のことについて考えることができた」児童生徒の割合は小学校で 86.3%、中学校で 88.4%、「住んでいる地域や豊岡のことが、もっと好きになった」児童生徒の割合は小学校で 92.9%、中学校で 87.5%と概ね高いといえる。全国学力学習状況調査のふるさとに関する調査においても、毎年全国より高い結果となっている。 他の地域と比べることで、自分たちの住む地域の魅力を再発見したり、将来のふるさと活性化には何が必要かを考え、プレゼンを行ったりしている。これらの学習を通して、ふるさと豊岡の美しい自然環境を守るために、自分にできることを考え、もっと多くの人に豊岡の魅力を発信したいと考えるようになった児童生徒もいた。 今後も、児童生徒がふるさとの課題や将来について自分事として捉えられる探究的なふるさと教育を積み重ね、ふるさと豊岡への愛着心・ふるさとを思う心、社会参画意識の醸成を図っていく。
4	(2) 非認知能力の成果検証方法 ア 成果検証をどのように行っているのかを問う。	非認知能力向上事業の柱である演劇ワークショップはモデル校での実施を含めて、事業開始から今年で 8 年目になる。 その成果検証については、2021～2023 年度までの 3 年間、青山学院大学の荏宿教授と共に行ってきた。 対象児童に、演劇ワークショップの実施前、実施後に「うまくいかないときでもがんばれる」、「1 人では難しいことでも、友達と一緒にやればできると思う」といった 15 の項目のアンケートを 4 件法で実施し、数値化したものを定量評価とし、検証会議にて協議してきた。 3 年間の成果検証において、一定の効果が認められたため、2024 年度からは学識者、ファシリテーター、学校関係者、教育委員会等の代表者が検証会議にて保護者の声や子どもたちの声や変容を含めた定性評価を行っている。

		今年度からは、演劇ワークショップの授業参観を積極的に行う学校が増えたため、より多くの保護者の声が集まっている。
4	イ 定量的な評価と、子どもの行動や変化を見る定性的な評価を組み合わせるなど、継続的に検証していく考えがあるのか。	引き続き、現在行っている非認知能力の成果検証を丁寧に進めていく考えでいる。 今後、演劇ワークショップにおいて、教職員・保護者・地域への理解をさらに深め、3年生以降の実施の拡大を視野に入れており、実態に応じて、学識者と連携し、定量評価等含めた検証をしていく必要があると考えている。 具体的には、「やり抜く力」「自制心」「協働性」について、子どもたちと身に付けたり、向上させたりするための指標（評価項目と評価基準）を共有するといった研究である。 今年度で、演劇ワークショップを経験した児童が小学校5年生になった。また、コミュニケーション授業を経験した豊岡の子どもたちは22歳。 現在の取組が、完成形であるとは当然考えていない。教育プランのサブテーマにあるように「非認知能力（やり抜く力、自制心、協働性）の子どもたちに」に向けて、様々な知見を求め、ブラッシュアップしながら非認知能力向上事業を丁寧に進めていく。
4	(3) 不登校支援と多様な学び場への支援 ア フリースクールは、学校教育を補完する例外的な場所なのか、学びへのアクセスを保障する、教育政策上の重要な選択肢なのかを問う。	本市では、不登校対策アクションプランに基づき、一人一人の多様なニーズに応じた支援を進めている。登校のみを目標とするのではなく、子ども自身が進路や学びの場を主体的に選択し、社会とのつながりを保ちながら成長していくことを大切にしている。 このような観点から、フリースクールは、学校教育を補完する場の一つであるとともに、「学校以外の場で学ぶこと」や「人とつながることを必要とする」子どもにとって、多様な学びや居場所を確保するための重要な選択肢の一つであると認識している。 今後も、子ども一人一人の状況やニーズを踏まえ、学校、家庭、フリースクールをはじめとする関係機関等と連携しながら、子どもが自分に合った学びの場や居場所を選択できる環境づくりを、豊岡市一丸となって進めていく。

4	イ フリースクール等民間施設運営支援補助金について、最大で年 70 万円という金額の根拠と、実際の運営実態を踏まえた補助水準の検証について、市の考えを問う。 【2 質】 フリースクールの経営者と話をした。熱意があって、ボランティアの思いが強く、金儲けで経営されていないことが分かった。一方で、補助額 70 万円がフリースクールの持続可能な支援につながるか疑問を感じる。補助額を重ねて検討できないか。	最初に、「フリースクール等民間施設運営支援補助金が最大で年 70 万円となっている金額の根拠」についてお答えする。 補助額の設定にあたり、市内で運営されているフリースクールから、運営に必要な経費として人件費や固定費の概要、通所している児童生徒数などを聞き取りし、また、既に同様の補助を実施している他市町の補助額も参考にした。 そのうえで、「配置職員の充実に係る経費」や「教材の整備や体験学習、施設借上料など、活動の充実に係る経費」を補助対象経費として、その 2 分の 1、上限額年 70 万円を補助金額に設定している。 次に、「実際の運営実態を踏まえた補助水準の検証」についての市の考えをお答えする。 本補助金は、昨年度創設したところであり、現在 2 団体が活用している状況。現時点では、十分な検証はできていないことから、今後、補助対象経費の実態や上限額の設定の妥当性などについて確認し、必要な検討を行っていきたいと考えている。 他市町の補助額を参考に補助額を決定した。豊岡市より人口が多い自治体でも補助額が 50 万円や 10 万円のところもあるので、70 万円が少なすぎるという認識はない。昨年度創設したところなので、補助金の妥当性を確認し、必要な検討を行う。
5	中 尾 浩 二 議員 1 豊岡市の総合的な防災力の強化について (4) 次世代につなぐ防災教育 ア 市内の小中学校における防災教育及び避難訓練の現状について問う。	本市では、「水害に関わる防災授業資料」、「台風 23 号に係る防災教育資料」、防災教育副読本「明日に生きる」等を活用し、防災・減災の授業や活動を毎年実施している。特に北但大震災、台風 23 号、阪神淡路大震災のメモリアルデーには、災害の教訓を活かし、児童・生徒が生命の尊さや助け合うことの大切さを学んでいる。 2025 年度は、市内すべての小・中・義務教育学校において避難訓練を実施している。私が 2 年前まで勤務していた中学校では、予告なしの避難訓練など、生徒が考えて行動するような訓練を行っていた。加えて、防災授業、追悼集会、引き渡し訓練等、各学校で工夫した取組を行っており、今年度も同様に計画されてい

		る。
5	イ 地域で発生した過去の災害や、それぞれの地域が抱える災害リスクについて、子どもたちが学ぶ機会をさらに充実させる必要があると考えるが、市の見解を問う。	本市は非常に広域であり、議員ご指摘のとおり、河川、海岸、山間部などの地域が抱える災害リスクはさまざまである。自分たちが住む地域のハザードマップ等を活用して身近な災害リスクを学ぶことはとても重要だと考えている。 今後も引き続き過去の災害に学ぶとともに、これから起こりうる災害についても危機意識を持ち、事前の備えをするなど、防災・減災の意識を育てる機会の充実を図っていく。
5	ウ 学校だけで完結する防災教育ではなく、消防団、自主防災組織、防災士・防災リーダーなど地域の人材と連携した、実践的な防災教育を進める考えはあるか。 【2 質】 予告しなしの訓練をしている学校は他にもあるのか。 中筋小のような取組は、他の学校にも広げていくのか。	一例として、今年度、中筋小学校では県教育委員会の気象災害モデル校の指定を受け、防災教育の推進および防災体制の充実に取り組んでいる。10月24日には地域の防災士を招き、防災学習の授業公開を予定している。また同日には、『おはよう朝日です』に出演の気象予報士・正木明さんを講師に迎え、気象災害との向き合い方について講演いただく。本事業は市内の学校や中筋小学校区の地域の方にも案内し、地域とともに考える防災教育として実施する。 他にも、消防署員や防災士、地域の方をゲストティーチャーとして招いている学校もある。 防災教育は学校だけで完結するものではなく、家庭、地域、各専門家等が連携して進める必要があると考えている。今後も、地域とともに取り組む防災教育を推進していく。 児童生徒の発達段階や実態に十分に配慮する必要があるが他にも実施している学校はある。 中筋小は県教委の指定を受けて実施しているため、具体例として紹介した。地域人材等を招いて防災教育を実施している学校は他にもある。今後も地域と連携した実践的な取組を進めていく。
7	太田智博 議員 1 市長総括説明から (1) 放課後児童クラブの気象警報発表時の対応 ア 支援員をはじめ、保護者・児童の安全確保を最優先とした通年での明確なルール作りについて問う。	年間を通した気象警報発表時の対応については、保護者の皆さんから仕事への影響があることや、仕事が休めない場合に、子どもを一人で留守番させることが不安といったご意見があったことを踏まえ、慎重に対応を検討することとした。 検討にあたっては、災害はいつ、どのような形で発生し、どのような危険につながるかを事前にすべて予

		測できない面があるので、現行の対応マニュアルに、より具体的な判断基準を加えるなどわかりやすいものとし、安心・安全な運用となるよう努めていく。
7	イ 支援員の精神的・肉体的な負担軽減策について問う。	放課後児童クラブは、通常は午後2時からの開設だが、小学校が気象警報等で休校となる場合には、基本的に午前8時から開設している。 兵庫県内の多くの自治体では、学校休校時には、児童クラブを休所としているが、但馬内の市では本市だけが、保護者の就労支援の観点から児童クラブを開設することとしており、結果として、支援員には早朝からの急な対応に伴う負担が生じている。 特に冬場については、大雪の際に施設周辺の除雪作業が必要となり、除雪作業の負担に加えて、作業のため早く出勤することによる負担も大きくなっている。 このような状況の中で、現状でも、学校園やボランティアの協力をいただいているほか、単独施設では事業者に依頼して除雪に対応しているところである。 その他、急な対応が必要な時は幼児育成課へ連絡を受けて対応しており、精神的・肉体的な負担軽減を行っている。これらの負担軽減のため、今年の冬からは、大雪警報により休校となる場合は、通勤や開設準備に余裕を持って対応できるよう開設時間を遅らせることとし、支援員の負担が少しでも軽減されるよう努めたいと考えている。
7	ウ 市内事業所への理解活動について問う。	気象警報発表時の対応にかかる保護者の皆様からの意見聴取の中で、就労への影響が生じることへの不安が多く寄せられた。 この点については、産業経済部と連携し、市内の事業所の皆様にも、気象警報発表時における放課後児童クラブの対応や、この冬の大雪警報時に、時間を遅らせて開所する場合があることを、あらかじめ周知し、ご理解をいただけるよう取組を進める。
8	辻 至 誠 議員 3 部活動の地域展開について (1) 現状と課題 ア 部活動の地域展開について現在の状況を問う。	本市では、学校部活動において地域の人材を活用したり、複数の学校で活動したりすることで、活動を継続する「地域連携」と、生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に移行する「地域展開」を組み合わせた「ハイブリッド型」を基本方針として推進している。 「地域連携」では、部活動指導員の活用により、地域人材を生かした指導体制の充実を図っている。2026

		年 8 月末時点では、運動部で 5 校 18 名、文化部で 5 校 9 名の部活動指導員を配置している。 また、休日の部活動については、在籍校に希望する部活動がない生徒の活動機会を確保するため、豊岡南中学校のサッカー部と城崎中学校のボート部において、他校の生徒が参加できる「拠点校部活動」を実施している。併せて、豊岡南中学校のサッカー部を中心に、サッカーの地域クラブ化のモデル事業にも取り組んでいる。
8	イ 指導者の確保や保護者の負担、活動場所の確保など、地域展開に向けた課題を問う。	地域展開の推進にあたっては、多くの課題がある。具体的には、指導者の確保・育成、活動場所の確保、保護者や地域住民の理解と協力の醸成、さらには生徒の移動手段の確保などが挙げられる。また、地域展開に伴い、安全管理や指導の質の確保、費用負担の在り方についても検討が必要である。
8	ウ 学校、地域団体、スポーツ団体との連携などを問う。	2023 年度より「部活動の在り方検討委員会」を設置し、学校、スポーツ・文化団体、保護者代表等と連携し、地域連携・地域展開の方向性について協議を進めている。こうした協議を通じて、地域全体で子どもたちの活動を支える体制づくりを図っているところである。 引き続き、部活動指導員の継続的な確保と育成に努めるとともに、地域のスポーツ・文化団体や関係機関との連携を一層強化し、地域クラブの立ち上げや運営に協力いただける人材・団体の発掘・登録を進めていく予定である。
8	4 自然災害時の避難所について (1) 指定避難所 イ 指定避難所の空調設備の設置状況を問う。 【2 質】 体育館の空調整備の状況はどうか。	※ 1 質は危機管理部 小学校の体育館の整備状況については、2025 年度に 5 校 7 施設、2026 年度は 4 校が 9 月末、7 校が 12 月末までに整備予定である。
8	ウ 停電時の対応について問う。 【2 質】 停電時、太陽光発電のみの発電量では、空調設備の利用は難しいと考えるが。	※ 1 質は危機管理部 学校施設の太陽光発電については、停電時、発電した電力が外部に流れ出るのを防ぐため、発電機能が停

		止する仕組みとなっている。
8	5 学校給食について (1) 非喫食者 ア 不登校、食物アレルギー、宗教上の理由等で学校給食を食べられない非喫食児童生徒数について問う。 イ 非喫食児童生徒の対応について問う。 【2 質】 アレルギー、不登校で食べていない方の給食費は国へ返還することになるのか。 神戸市、明石市などでは、給食費に相応した金額を支援として、非喫食者に支援をしている。豊岡市でも、ぜひしていただきたいが見解をお伺いしたい。	非喫食児童生徒数については、今年7月末時点で、ひと月まったく給食を食べていない場合で言うと、小学校では不登校児童が26人、病気・その他本人の事情による長期欠席児童が2人、本人の特性により給食が食べられず弁当を持参されている児童が1人、合計で29人、中学校では不登校生徒が48人、本人の事情によるものが2人、合計で50人となる。 この非喫食児童生徒のなかで、重度のアレルギーや宗教上の理由で給食が食べられない方はない。 非喫食児童生徒の対応について、中学校では、学校と保護者のやり取りの中で、給食を止めることとした生徒からは給食費をいただいている。 止めることとしなかった生徒については給食費をいただいている、結果的に食べられなかった場合は、食材を調達しているため、給食費を返金する対応はしていない。 給食費負担軽減交付金を活用した支援は現在のところ行っていない。 5月1日時点の在籍児童数が負担軽減交付金の対象になっている。 現在は政策判断までは至っていないが、課題や対応を整理してどうすべきかということを現在は内部で議論してる段階である。 交付対象となる分をその方に渡して支援をすることがいいかということを整理・議論して、政策判断の中で決まってくると思う。
9	谷 出 裕 子 議員 1 放課後児童クラブ夏季受け入れについて (1) 夏休み限定利用における募集枠と需要の実情 ア 各クラブ「3～5名程度」という受け入れ枠で実際の応募人数・利用状況は。 イ ニーズの地域偏在はないか。	放課後児童クラブの夏季限定利用については、今年度から、受け入れに余裕のある児童クラブに限り、7月・8月のみの利用募集を行った。 募集は市内の放課後児童クラブ 25か所のうち 12か所で実施し、募集人数の合計は 48名、利用者数は 22名であった。 また、募集を行った児童クラブの範囲で見ると、豊岡地域の利用者が約6割と多い状況であった。

	【2 質】 今年度の夏季限定の募集人数は48人であったが、来年度は変更があるのか。 児童数は減っているのに、利用者数の減少もあると思うが、夏季限定利用のニーズは把握しているのか。	通年の利用率が上がっているのに、通年利用者が増えると夏季限定の受け入れ枠が少なくなってくる可能性があるし、逆に通年利用者が少ないと夏季限定の枠が広がることになる。 通年利用者が多く夏季限定利用の募集をしていないクラブもあるが、そういったクラブについてもおそらくニーズはあるだろうと認識しているが、具体的な調査はしていないという現状である。 参考までに、今年度、待機児童がでている地域では、地区の集会所を使って地区の方々が見守りの居場所を作ってくださったり、フリースクールの運営団体が夏休みのアフタースクールを開設されたりということを知っている。そういった民間の支援も今後進んでいけばよいと思う。
9	(2) 案内方法等の妥当性 ア 告知から5月中旬締め切りのスケジュールに対する保護者周知の課題の有無。	夏季限定利用の募集については、11月の通年利用の募集時に「入所のご案内」で事前に告知し、4月22日から5月13日までの期間に募集した。 募集にあたっては、市ホームページ、防災行政無線、市の公式 LINE により周知した。 夏季限定利用については、通年利用での受け入れに余裕がある場合に募集することとしているので、通年利用の利用人数が確定する4月に募集を行うこととしている。 また、7月から利用していただくためには、6月中旬には利用許可を決定する必要があることから、今回のようなスケジュールとしており、一定の周知期間及び方法をとったと考えている。 今後も同様のスケジュールで募集を行う予定としているが、できる限り多くの方に、広く周知できるよう方法等を検討していきたいと考えている。
9	(3) 今後の受け入れ態勢と施策 ア 夏季限定の指導員・支援員確保策（雇用状況・学生雇用等）と、既存の通年利用児童との関係性や現場での混乱の有無は。	夏休みは、1日の開設となるため、通年利用児童の受入れにおいても多くの職員が必要となり、アルバイト等の職員を増員して対応している。 夏季限定利用については、現状の体制において余裕がある児童クラブで募集をしているため、そのためだけの職員募集は行っていない。 また、夏季限定利用の児童は、同じ小学校に通う児童であり、普段から関係性があること、今年度は過去

		に児童クラブを利用した経験がある児童が多く、場所にもなじんでいることから、大きな混乱は生じていない。
9	イ 今後の課題と見通しについて市の見解を問う。	現在、放課後児童クラブの夏季限定の受け入れは、受け入れに余裕がある児童クラブにおいて実施している。 一方で、受け入れに余裕がない児童クラブにおいても、保護者のニーズがあるものと認識している。 夏季限定の受け入れをすべての児童クラブに広げていくためには、この2か月間に係る職員体制の確保に加え、多くの児童クラブでは新たな受け入れに伴う面積的な余裕がないことから、受け入れに必要な児童の活動スペースの確保が課題であると考えます。 今後の見通しについては、放課後児童クラブだけで現状以上の対応を行うことは課題も大きく、児童クラブの枠にとどまらず、地域や民間との連携・共創により、子どもの居場所がより広がっていくことが理想であると考えています。
9	2 夏休み明けの不登校支援について (1) 新学期における初動対応 ア 夏休み明けの新学期において保護者、児童にむけた不登校支援として市の対応策は。	夏休み明けは、生活リズムの変化や学校生活への不安などから、児童生徒が登校しづらくなることがある。そのため、本市では、夏休み中から新学期を見据え、切れ目のない支援を行っている。 まず、各学校において、不登校傾向にある児童生徒の状況を把握し、夏休み中から家庭訪問や保護者への連絡を行うなど、児童生徒や保護者の思いに寄り添った支援を進めている。また、夏休みの課題についても、児童生徒の状況に応じて柔軟に対応するなど、新学期を安心して迎えらるよう支援している。 市教育委員会においては、夏休み前に全小・中・義務教育学校の不登校担当者を対象とした研修会を開催し、夏休み中や2学期当初における支援の在り方について、各校の取組や課題を共有し、対応の充実を図っている。本年度は特に、児童生徒の心の理解、家庭環境の把握に焦点をあてた研修を行った。さらに、各学期の始めには、欠席状況に加え、校内サポートルームや放課後に登校した児童生徒の状況等について全校調査を行い、児童生徒の変化や傾向を把握し、必要な支援につなげている。 今後も、校内サポートルーム等の安心できる居場所を確保しながら、本人や保護者の思いに寄り添い、一

		一人の状況に応じた支援を進めていく。また、学校と教育委員会が情報を共有し、関係機関と連携しながら、児童生徒の社会的自立につながる支援の充実に取り組んでいく。
10	森 垣 康 平 議員 1 教育行政について (1) 演劇的手法を用いた教育 ア 当市の演劇的手法を用いた教育は、コミュニケーション教育として2017年度に全小中学校で導入され、また2022年度より非認知能力向上を目指し、全小中学校で演劇ワークショップも実践されている。大変有益な特徴ある教育カリキュラムと考える。導入から10年近くが経過しているが、現段階での課題と今後拡充の考えがあるのか問う。 【2 質】 最終的にはどこまで拡大したいと考えているのか。 【3 質】 クラウドファンディングで予算が増えた年があった。その時はどこまで拡大したのか。 【4 質】 人的確保が難しいのはわかる。しかし、予算の方が難しいのではないか。	コミュニケーション教育については、小中一貫教育として取り組んできた。柱である小学校6年生、中学校1年生で実施しているコミュニケーション授業は、教員が指導することから授業の趣旨の共有や指導力の向上に課題がある。 また、非認知能力の向上事業の柱である小1、小2の演劇ワークショップについては、指導していただいているファシリテーターの人的確保の困難さに課題がある。 加えて、コミュニケーション教育、演劇ワークショップともに保護者や地域の方への周知が十分でないことが現段階での課題だと捉えている。 今後、演劇ワークショップにおいて、教職員・保護者・地域への理解をさらに深め、小学校3年生以降の実施の拡大を視野に入れ、発達段階に応じた個の成長の機会を確保していきたいと考えている。 小学校3、4、5、6年生に拡大できればと思っているが、ファシリテーターの人的確保が難しい。まずは、小3への拡大を検討していきたい。 小学校1年生で実施していたのを、小学校2年生にまで拡大した。 1回の授業で、メインのファシリテーター1人と、サブのファシリテーターが複数人必要。メインのファシリテーターを経験したことがある講師は3人しかいないのが現状。あわせて予算の面も厳しい。
10	(2) 放課後の電話対応 ア 現在は、働き方改革の一環等で放課後の電話対応は、留守番電話となっている。中学校によっては完全下校時刻と留守番電話への切り替え時刻に差があまりない中学校もあると聞く。遠方より	学校や職種により違いはあるが、教職員の勤務時間は8時ごろから16時30分ごろまでとなっている。中学校では勤務終了時刻になっても、生徒指導や部活動、授業準備や会議等で教職員が忙しく業務にあたっている現状がある。 そのため、教育委員会では、教職員の健康管理や教

	通学している生徒もいることを考慮すると、有事に備え留守番電話への切り替えは 1 時間程度遅らせた方が良く考える。中学校の放課後対応の現状と課題を問う。 【2 質】 学校への着信を、学校の先生の携帯電話に転送することを検討したことはあるか。	育活動の充実、業務改善などを目的に「働き方改革」を推進しており、その一環として、17 時または勤務時間終了時から翌朝 7 時 30 分までの留守番電話設定を学校に指導している。 議員ご指摘の通り、緊急時に保護者や地域の方が学校に連絡できるよう配慮する必要はある。その際には、市役所に電話をしていただき、折り返し学校から連絡をさせていただき旨をご案内している。これは土日も同様。 職員の携帯電話は私物である。そこに転送することはない。緊急の場合は、市役所に電話をしてもらえれば、速やかに対応できるようにしている。
10	(3) 猛暑対策 ア 昨今の猛暑を考慮し、前日の暑さ指数で一定の数値予測が出た場合、自動的に学校を休校にする自治体も増えてきていると聞く。当市も全国有数の気温を記録しているが、導入の考えはあるのか問う。 【2 質】 暑さ指数 33 や 34 での休校について議論してもよいのではないか。	加古川市・奈良市等は暑さ指数 (WBGT) 35 以上で、愛知県新城市では暑さ指数 34 以上で休校判断が行われている。 暑さ指数の予測値が 35 に達する場合は、重大な健康被害が生じるおそれがあるため、熱中症特別警戒アラートが発表される。豊岡市で熱中症特別警戒アラートが発表された場合の対応については、児童生徒の安全を最優先に考え、学校・関係課等と検討する。 法改正により、暑さ指数 35 が基準になっていると認識している。本市で今年の夏休み中、前日予報で暑さ指数 34 が出たことがあったが、当日は 32 であった。児童生徒の安全を最優先に考え、今後検討していきたい。
10	(4) 校庭の芝生状況 ア 学校によっては、校庭にメリケンソウなど芝以外の雑草が増えて管理が困難になってきていると聞く。現状と対策を問う。	ご指摘のメリケンソウは、市内 7 校で確認している。学校からは、芝の上に座ると痛い、靴に刺さるといった相談が寄せられており、児童の安全確保の観点から対応が必要と考えている。 対策としては、メリケンソウに有効な抑草剤を各学校で散布している。散布後は、抑草剤の影響がないよう、一定期間、校庭の利用を控え、児童の安全や環境に配慮しながら管理している。 また、芝以外の雑草が増え、芝生の維持管理が難しいと感じる学校もあることから、今年度、芝生担当者会議を開催し、芝生の維持管理に関する課題整理を行い、課題に対し専門家の意見を参考にするなど、様々な改善策を検討している。その結果については、今後、

	【２質】 抑草剤については、どのような効果が見込めるのか。	各学校に周知する予定としている。 今後も子どもたちが安心して校庭を利用できるよう、適切な対策を進めていく。 メリケントキンソウの結実時期は６月頃といわれており、抑草剤は、その時期を遅らせ、危険がある種子を作らせない効果がある。 これによりメリケントキンソウ対策としては、一定の効果が見込まれる。
12	須 山 泰 一 議員 ５ 保育園、認定こども園について (1) 子育て環境の充実 ア 本年度にスタートした「こども誰でも通園制度」の現状と課題を聞く。	「こども誰でも通園制度」の現状と課題についてお答えする。 まず、現状についてである。本市では、空き定員を活用する「余裕活用型」として実施している園が 12 園ある。登録者数は、９月１日時点で 42 名であり、徐々に増加している。なお、４月１日時点の満３歳未満の未就園児約 400 名に対する登録率は、１割程度で、利用実績は、７月末までで、延べ 14 名、26.5 時間となっている。 次に、課題についてである。余裕活用型は、あくまでも在園児の受け入れを優先するため、在園児の入園が増え定員の空きがなくなった時点で、受け入れ枠が終了することになる。また、保育士の配置等により、利用できる日や時間枠に制限がある状況である。 結果として、「予約が取りにくい状態」となり、保護者の方に「利用しにくい制度」といった印象を与えることが懸念される。 以上を踏まえ、今後は、受け入れ可能な園の拡大に取り組んでいく。
12	イ 気象警報発令時の放課後児童クラブの開所を遅らせる件の言及があったが、保育園、認定こども園についてはどういう見解か。	保育園・認定こども園は、放課後児童クラブとは運営形態が異なり、通常、一日、開設する施設である。職員の勤務についても、通常時の運用としてあらかじめ勤務シフトを組み、体制を整えている。 気象警報が発表されているときであっても、直ちに危険が見込まれない場合や施設に被害がなく受入可能な場合は、保護者の就労支援の観点から原則として開所しており、今後もこれまで同様の対応を行う。 なお、保育園・認定こども園、放課後児童クラブのいずれの場合であっても、危険が高まる場合や避難の必要が見込まれる場合には、市の避難情報等に基づき、休園・休所とするほか、開設中であれば保護者に

		園児・児童のお迎えをお願いするなど、状況に応じて対応していく。 今後も引き続き、園児・児童と保護者、そして職員の安全を最優先に、必要な措置に取り組んでいく。
16	岡 本 昭 治 議員 3 令和8年度全国学力・学習状況調査結果から見るデジタル社会への対応について (1) SNS・ゲーム等の利用時間と学力・生活習慣との関連 ア 令和8年度全国学力・学習状況調査の「質問調査結果・学校外での過ごし方」では、「SNSや動画視聴等の利用時間が長い児童生徒ほど、各教科の正答率・スコアが低い傾向が見られる」とされている。 そこで、本市において、SNSやゲーム等の利用時間と学力との間に、どのような相関関係が見られるのか。また、睡眠時間や家庭学習時間などの生活習慣との関連についてどのように分析しているかを問う。 【2質】 全国と比べて、豊岡市はいいのか悪いのか。	正答率と利用時間との関係については、児童生徒ともに、国語、算数・数学の正答率が最も高かったのは「30分より少ない」と答えた子どもたちだった。 一方、正答率が最も低かったのは「4時間以上」と答えた児童生徒で、長時間の利用が学力に影響している可能性がある。 また、睡眠時間や家庭学習時間などの生活習慣との関連においても、「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」、「家庭学習時間が1時間以上2時間より少ない」と答えた児童生徒の正答率が高いことから、規則正しい生活習慣と学習習慣の定着が非常に大切だと捉えている。 サンプル数が少ないので、比較はしにくい。ただ、正答率が高いのは「30分より少ない」、低いのは「4時間以上」であるのは間違いない。
16	(2) SNS利用に起因するいじめ・トラブルの実態と情報モラル教育 ア 子どもたちの人間関係は学校の中だけで完結するものではなく、SNSやオンライン上のコミュニケーションにも広がっている。SNS上での誹謗中傷や仲間外れ、グループからの排除、あるいは何気ない投稿が拡散されることによって、子どもが精神的に傷つくケースも考えられる。そこで、本市の小中学校において、SNSを起因または背景とするいじめやトラブルについて、どのように実態を把握しているのかを問う。ま	いじめの実態把握については、SNSを起因または背景とするいじめやトラブルに限らず、毎月実施しているいじめアンケートや教育相談、教職員のきめ細やかな観察により、早期発見・早期対応に努めている。 情報モラル教育については、国語・技術・道德等の授業で指導している。兵庫県教育委員会が作成している活用型情報モラル教材「ひょうごGIGAワークブック」を活用し、端末で写真を撮るときのマナーやトラブルを防ぐための方法、トラブルがあった場合の対応などをクラスメイトと議論するなど、学びが深まるよう指導をしている。

	た、SNS上のトラブルをいじめの未然防止につなげるため、現在、どのような情報モラル教育や指導を行っているのかを問う。 【2 質】 SNS利用に起因するいじめ・トラブルが不登校につながっているのではないかと心配している。 【3 質】 非認知能力向上に取り組んでいるが、いじめの件数にどのように関わりがあると思われるか。	いじめを起因とした不登校はない。 個人個人の非認知能力が向上したこともあるが、学級としてのコミュニティ力が高まったと学校も感じている。それがいじめの件数が少ないことにつながっているのではないかと考える。
16	(3) 家庭・地域と連携したインターネット・ゲーム等の適正利用の推進 ア スマートフォンやオンラインゲーム、SNSなどは、今や子どもだけでなく幅広い世代にとって日常生活に欠かせないものとなっている。一方で、その利用の仕方によっては、生活習慣や学習、人間関係などに影響を及ぼすことも指摘されている。こうした課題を子どもだけの問題として捉えるのではなく、家庭や地域社会もその影響について理解し、子どもと大人がともに考えていくことが重要であり、社会教育の課題の一つとして捉える必要があるのではないかと考える。そこで、インターネットやゲーム等の過度な利用を予防し、適正な利用につなげるため、子どもだけでなく保護者や地域住民も対象とした学習・啓発の機会を設けるなど、社会教育の取り組みとしてインターネット・ゲーム等の適正利用を推進する考えはないかを問う。 【2 質】 10～29歳の若年層でゲーム依存症が多くなっている。社会教育の取り組みによ	現在、社会教育の関連としては、豊岡市青少年健全育成地区会議連絡会と豊岡市PTA連合会において、心身の成長過程にある子どもたちへの影響を踏まえて、子どもとその保護者を対象とした学習機会の提供や啓発を行っている。 例えば、この団体の事業に、安心・安全にインターネットを利用できるよう「青少年の適切なインターネット利用に関する講演会」を開催している。 子どもと保護者向けの講演会ではあるが、地域の方にも参加いただくことができるよう協力を求めていると考えている。 豊岡市の中では、青少年健全育成地区会議連絡会等で各地域ごとに行われている事業もある。

り若者の依存症を減らすことができるのではないか。 【3 質】 今の啓発活動では学校関係者だけが対象になるのではないか。	全体の会議の中では、今年度は、「親子で考える SNS とのつきあい方」の講演会、昨年度は、「子どもとメディアリテラシー」の講演会を行った。また、ソーシャルメディア研究会から講師を派遣して小中学校の中で話を聴く事業もある。現在のところ、このような講演会や啓発活動にとどまっている。 大人の方のみに対する規制や適正利用の取り組みは難しい。豊岡市の課題としては、子どものインターネットや SNS のトラブルがあり、一般の方だと、特殊詐欺等のトラブルがある。子どもと保護者対象の講演会を毎年 1 回市民プラザで行っているため、例えば、その講演会に一般の方にも来ていただくということは、やり方としては可能である。今の取り組み以上に拡大することは難しいと考えている。
--	---